

開成町低入札価格調査制度に係る調査事務処理要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、開成町低入札価格調査制度運用要綱(平成22年開成町訓令第14号。以下「要綱」という。)の規定に基づく低入札価格調査制度における調査及び審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査の開始)

第2条 契約担当者は、入札の結果、最低価格入札者の入札価格が調査基準価格を下回ったとき(失格基準価格を下回ったときを除く。)は、直ちに要綱第9条に規定する開成町低入札価格調査委員会(以下「委員会」という。)に対して、当該最低価格入札者(以下「調査対象者」という。)が契約内容に適合した履行がなされるか否かについて判断するために必要な調査の実施及び審査を依頼するものとする。

2 契約担当者は、調査対象者に対し、調査票(別記様式)設計図書の様式による入札価格の内訳書等の関係書類(以下「関係書類」という。)を提出するよう求めるものとする。この場合において、当該関係書類の提出期限は、通知した日から起算して3日以内(開成町の休日を定める条例(平成元年開成町条例第12号)第1条第1項に規定する休日を除く。)とする。

(委員会による調査)

第3条 委員会は、調査対象者から前条の関係書類の提出があったときは、関係書類の内容を点検し、調査対象者から事情聴取する項目の検討及び調整を行うものとする。

2 委員会は、関係書類が提出されたときは、速やかに調査対象者から面接による事情聴取を行うものとする。

3 前項の面接による事情聴取は、調査対象者の責任者、関係書類の作成者等の出席を求めて行うものとする。

(財務課長等による調査)

第4条 予定価格5,000万円未満の工事請負契約にかかる低入札価格調査は、要綱第11条の規定により財務課長等が調査を行うものとする。この場合において、前条第1項及び第2項中「委員会」とあるのは、「財務課長等」と読み替えるものとする。

(関係書類の提出の拒否等)

第5条 委員会は、調査対象者が正当な理由なく関係書類の提出を拒否したと

き若しくは遅延したとき又は事情聴取に応じないときは、直ちに要綱第12条の規定に基づく審査を行うものとする。

(審査)

第6条 委員会は、入札執行日から起算して10日以内(開成町の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日を除く。)に要綱第12条の規定に基づく審査のための会議を開催するものとする。

2 委員会は、要綱第12条の規定に基づく審査を行ったときは、調査対象者から提出された関係書類及び調査結果をまとめた低入札価格調査結果書を作成し、契約担当者に提出しなければならない。

附 則(平成23年8月26日開成町訓令第18号)

この訓令は、公表の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

低入札価格調査制度に係る調査票

開 成 町 長 殿

入札者 住 所
氏 名

工事件名

入 札 日 年 月 日

入札金額 一金

1 上記価格で入札した理由

（上記価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、当該工事現場と事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請け会社の協力等の点から具体的に記載してください。）

2 手持ち工事の状況

対象工事現場付近（半径10km程度）に手持ち工事がある場合及び対象工事と同種又は同類の手持ち工事がある場合に記入してください。

工事件名	発注者	施工場所	工期	金額	備考

3 配置予定技術者名簿

区分	氏名	資格	取得年月日	免許番号・交付番号
監理技術者				
主任技術者				
現場代理人				

4 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連

わかりやすい地図で契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連が明確になるように記入してください。また、所在地も明らかにしてください。(縮尺は問わない。)

5 手持ち資材の状況

本工事で使用予定の手持ち資材があれば記入してください。

品名	規格・形式	単位	手持ち数量	使用予定数量	不足数量の手当方法	備考

6 資材購入先一覧

購入予定業者との関係を記入してください。

品名	規格・形式	単位	数量	購入先		
				業者名	所在地	入札者との関係

7 労働者の具体的供給方法

自社労働者と下請け労働者との区分をしてください。下請け会社との関係も明記してください。労働単価も記入してください。

工種	職種	単位	員数	下請け会社との関係 下請け会社名等

8 過去に施工した公共工事名及び発注者並びに履行状況

過去5年間程度で記載してください。過去に施工した公共工事で低入札の実績の案件には、備考欄に 印しを記入してください。

発注者	工事名	工期	契約金額	備考